

## 令和7年度 建設工事総合評価方式について（概要版）

改正主旨：本市全体の入札制度の課題解決や建設業界の持続可能な発展を念頭に評価項目を見直し追加します。

### 《見直し内容一覧》

#### 6 不調工事の受注実績【試行】 加点の開始

- ・一般競争入札において応札者がいないため入札不調（中止）となった案件の再発注工事<sup>※1</sup>を前年度（令和6年度）受注した企業を令和7年度の1年間評価する。

※1：対象となる再発注工事の場合、公告にその旨を記載する。

#### 17 建設機械の保有状況について【変更】

- ・災害時の初動活動に必要な建設機械を保有又は長期リースについて、1台以上の保有又は長期リースで1.0点の配点をしてきたが、災害時の初動活動の実効性を高めるため、令和7年度より建設機械を保有又は長期リース3台以上で1.0点の配点とする。
- ・「経営事項審査結果」にて確認する。
- ・経営事項審査結果で確認ができない場合の保有根拠資料提出による技術政策課からの結果通知書発行の暫定措置は終了とする。

#### 23 健康経営優良法人【新規】

- ・地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、優良な健康経営を実施している企業において、経済産業省の認定制度「健康経営優良法人」<sup>※2</sup>の認定を受けた企業を評価します。
- ・評価対象期間は前年度の認定を受けた企業とし、0.5点の配点とする。  
（例：令和7年度は「健康経営優良法人2025」の認定を受けたもの）
- ・対象は、施工能力Ⅰ型、施工能力Ⅱ型とし、必須項目とする。
- ・提出書類は、認定証の写しとする。
- ・総合評価での配点は令和8年度まで。令和9年度からは「入札参加資格要件」での評価の付与とする。

※2：健康課題、健康促進に即した取組を経営的な視点で、戦略的に取組む企業を経済産業省が認定するもの。本市では、「静岡市健康爛漫計画」において、重点的な取組事項として位置づけ推進している。

#### その他 時点修正

以上の内容について、令和7年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

●：必須項目 ○：追加可能項目

評価項目		技術提案型	施工能力 I 型	施工能力 II 型	
		配点	配点	配点	
A 提 案 術	1	● 15.0			
	2	● 15.0			
B 施 工 能 力	3	● 1.0	●※ 1.0		
	4	● 3.0	● 3.0	● 1.5	
	5			● 1.0	
	6		● 1.0	● 1.0	
	7	指定した工事の主任（監理）技術者	● 2.0	● 2.0	
		指定した工事の現場代理人	● 1.0	● 1.0	
		入札参加要件に指定した工事の主任（監理）技術者	● 1.0	● 1.0	
		入札参加要件に指定した工事の現場代理人	● 0.5	● 0.5	
	8	○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0	
9	過去3年間で○○点以上(上位5%程度)	● 3.0	● 3.0		
	過去3年間で○○点以上(上位20%程度)	● 2.0	● 2.0	● 1.0	
	過去3年間で○○点以上(平均点を超える程度)	● 1.0	● 1.0	● 0.5	
C 担 い 育 手 成 確 保	10	前年度に取得した単位が年間推奨単位以上	● 1.0	● 1.0	
		前年度に取得した単位が年間推奨単位の半分以上	● 0.5	● 0.5	
	11	35歳以下又は女性の技術者が主任（監理）技術者		● 1.0	● 1.0
		35歳以下又は女性の技術者が現場代理人		● 0.5	● 0.5
	12	安全講習会参加かつ団体に加入	● 1.0	● 1.0	
		安全講習会等への参加	● 0.5	● 0.5	
13	登録基幹技能者の配置	○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0	
14	建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録実績	● 0.5	● 0.5	● 0.5	
D 災 害 体 制	15-1	防災活動の実績（2項目以上）	● 1.0	●※ 1.0	●※ 1.0
		防災活動の実績（1項目）	● 0.5	● 0.5	● 0.5
	15-2	応急復旧活動等の実績		○※ 1.0	○※ 1.0
	16-1	防災活動の実績（2項目以上）	● 1.0	●※ 1.0	●※ 1.0
		防災活動の実績（1項目）	● 0.5	● 0.5	● 0.5
16-2	応急復旧活動等の実績		○※ 1.0	○※ 1.0	
17	建設機械の保有状況（保有機械3台以上）		○※ 1.0	○※ 1.0	
E 地 域 密 着 ・ 地 域 貢 献	18-1	（同一の区域）		○※ 1.0	●※ 1.0
		（同一の地域）		○※ 0.5	○※ 0.5
	19	主たる営業所の所在	○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0
	20	市内に主たる営業所	○ 2.0	○ 2.0	○ 2.0
		市内に支店・営業所等	○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0
	21	市内企業の施工割合	● 1.0	● 1.0	
22	維持管理の実績		○ 1.0	○ 1.0	
23	健康経営優良法人の認定実績		● 0.5	● 0.5	
配点合計（最大） （適用の除外がある場合はこの限りでない）		47.5	23.0	15.5	
● 必須項目計（最大）		43.5	16.0	8.5	
○ 追加可能項目計（最大）		4.0	7.0	7.0	

（注）本復旧工事を施工能力 I 型、II 型で実施する場合は※のみを評価項目とする。